

香川県立保健医療大学研究科専門委員会規程

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学研究科委員会規程第8条に基づき、主に研究科の教務に関する事項を審議するため、研究科に研究科専門委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 各専攻長

(2) 看護学専攻研究コース 学長が指名した専任教授2人

(3) 看護学専攻実践者養成コース 学長が指名した専任教授2人

(4) 臨床検査学専攻 学長が指名した専任教授2人

2 委員会に委員長を置き、学長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(ワーキングチーム)

第5条 委員会にワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは、研究科専門委員会の所掌事務のうちから範囲を特定し、企画立案を行い実務に当たるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、委員会において審議した事項を学長及び研究科委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条の規定に関わらず、最初の委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。